

動物実験に関する外部検証事業

(第2期検証プログラム)

(国立大学動物実験施設協議会・公私立大学実験動物施設協議会)

※平成29年4月1日より、本事業は公益社団法人日本実験動物学会へ移管されました。

動物実験は、「動物の愛護及び管理に関する法律（法律第105号 最終改正、令和元年6月19日）」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（以下「飼養保管基準」という。）（環境省告示第84号 最終改正、平成25年8月30日）」等の関係法令を遵守すると共に、文部科学省の所管する大学、研究機関等においては、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（以下「基本指針」という。）（文部科学省告示第71号 平成18年6月1日）」に基づき、機関の長の責任において適正に実施されなければなりません。また、機関の長は、日本学術会議が定めた「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日）」を参考として、動物実験に係る施設の整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等を定めた機関内規程を策定しなければなりません。

また、基本指針には、動物実験の実施体制が基本指針に適合していることを自己点検・評価し、外部の者による検証に努めることが規定されています。さらに、平成25年に改正された飼養保管基準においても、同基準の遵守状況について点検を行い、その結果の公表及び点検結果について外部機関等による検証が求められています。検証は機関の長の責任において実施するものであり、個別に外部委員を委嘱して検証を受ける方法、外部機関に依頼して専門家による検証を受ける方法等、いろいろな方法が考えられます。

「国立大学動物実験施設協議会（以下「国動協」という。）」及び「公私立大学実験動物施設協議会（以下「公私動協」という。）」は、各機関が行う自己点検・評価、外部検証の円滑な実施を支援するとともに、検証プロセスの透明性と公正性を確保し、社会的な理解の下での動物実験の適正な実施とそれによる学術研究の発展に資するため、平成21年より大学等における動物実験に関する相互検証プログラムを公表し、検証事業を実施してきました。その後、平成26年に検証事業とその実績について外部評価（メタ評価）を行い、外部評価者の意見を参考として第2期検証プログラムを作成しました。平成27年度より、第2期検証プログラムにより動物実験に関する外部検証を実施します。

従来のプログラムとの相違点

第2期検証プログラムの、従来プログラムとの主な相違点は以下のとおりです。

1. 国動協・公私動協以外の外部有識者を加えた新たな検証委員会が、検証事業を統括、実施します。
2. 検証料金は、機関の規模、飼養保管施設の数、調査員の数による料金区分で決められ

第2期検証プログラム

ます。この中には、調査員の旅費、宿泊を必要とする場合の宿泊費、謝金等を含みますので、申請機関にこれ以外の経費負担はありません。また、申請機関による調査員の委嘱手続等も不要です。

3. 機関における自己点検・評価の参考として「自己点検・評価実施要領」をプログラムに追加しました。検証を限られた時間の中で円滑に進めるため、「自己点検・評価事項」とともに「自己点検・評価報告書（様式1-2）」の作成時に活用してください。

4. 機関における自己点検・評価の際には、動物実験責任者に「動物実験の自己点検票（様式2-1）」を、飼養保管施設の実験動物管理者に「実験動物飼養保管状況の自己点検票（様式2-2）」を作成させ、自己点検・評価の資料に加えてください。

プログラムの内容

- 1) 規則関係
 - ①外部検証委員会規程
 - ②外部検証実施要領

- 2) 自己点検・評価関係
 - ①自己点検・評価実施要領
 - ②自己点検・評価報告書（様式1-2）
 - ③自己点検・評価報告書記入上の注意
 - ④自己点検・評価事項チェック票
 - ⑤動物実験の自己点検票（様式2-1）
 - ⑥実験動物飼養保管状況の自己点検票（様式2-2）

- 3) 検証の申請
 - ①検証申請書
 - ②現況調査票（様式1-1）
 - ③自己点検・評価報告書（様式1-2）
 - ④実験動物飼養保管状況の自己点検票（様式2-2）

- 4) 訪問調査関係
 - ①実施体制
 - ②訪問調査について（対象機関用ガイド）
 - ③検証結果報告書
 - ④検証・専門員名簿

第2期検証プログラム

5) 参考資料

- ①研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省）
- ②実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省）
- ③動物実験の適正化に関するガイドライン（日本学術会議）